

- ▶ あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要
- ▶ 下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有するとともに、**流域個別での議論を深め**、流域治水の様々な施策を具体化していく

◆ 令和7年度の大阪府の主な取組み ◆

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

流域治水プロジェクトの充実・強化

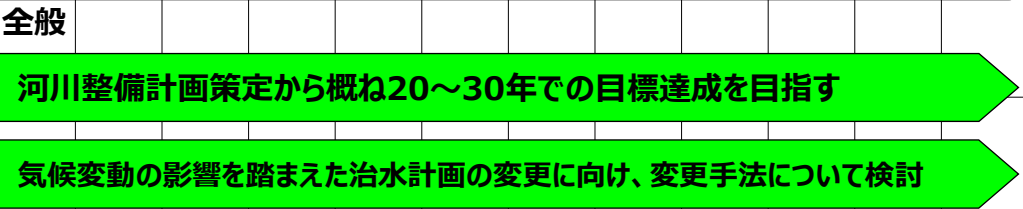
各施策を進めつつ、流域治水勉強会・流域治水推進意見交換会を継続し、施策を具体化していく

① 河川整備計画に基づくハード対策の推進と気候変動への備え

「気候変動を踏まえた今後の治水対策の進め方について」答申(R7.1.18)

1 当面の治水対策の進め方
⇒ 「今後の治水対策の進め方(H22.6)」に基づく現「河川整備計画」を推進

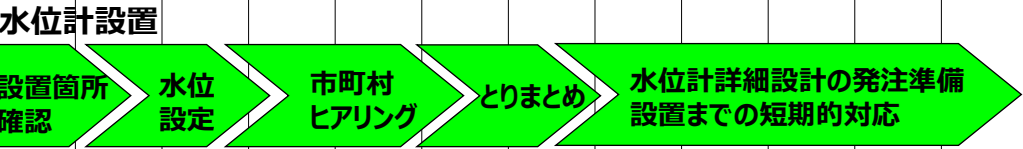
2 気候変動による将来的な降雨量増大への備え
⇒ 「流域治水」の推進とともに個別流域において治水計画の変更について検討を行うこと



② 河川防災情報の充実(洪水浸水想定区域の指定完了・水防法)

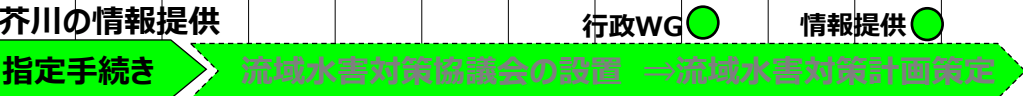
令和6年6月に、府管理135河川において区域指定完了(19河川は、想定し得る最大規模の降雨による氾濫の恐れなし)

指定済み河川のうち水位計が未設置の41河川について、**水位計設置を推進**



③ 特定都市河川の指定検討(特定都市河川浸水被害対策法)

芥川の特定都市河川指定の情報提供を行うとともに、市町村等における指定のメリットを共有し、**その他河川においても指定拡大を目指す**



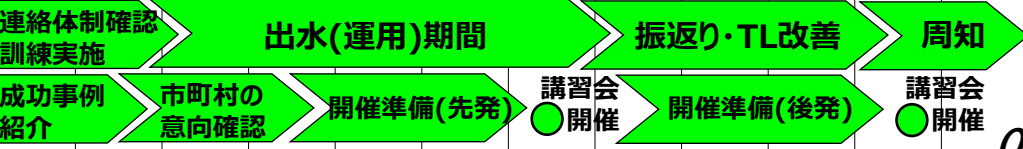
④ リスク周知等の継続

洪水リスク等の周知、水防災情報システムを活用した避難行動支援を継続
土砂災害防災システムは令和8年度からの本格運用を目指し再整備を推進



⑤ タイムラインの充実

広域タイムライン：運用・振り返りによる充実化/残り1流域の訓練実施
市町村タイムライン(42/43市町村)：残り1市作成/訓練と振り返りの実施
地域タイムライン(145地区)：各市町村(27/43)において1つ作成を目指す
市町村等の取組を支援(成功事例の横展開)



流域治水の推進（令和7年度の取組）

- ▶ 河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
- ▶ 管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い、具体的な対策実施に向け、河川室、事務局が連携して取り組む

土木事務所（地域支援・企画課長）

河川室河川整備課参事

河川砂防グループ

地域支援・防災グループ

計画グループ

「河川法」

に基づく河川整備

「砂防法」等

に基づく土砂災害対策

流域治水のハード対策を担当

当面の治水目標達成に向け、「防ぐ」施策を推進

今後の土砂災害対策の進め方に基づく「防ぐ」施策を推進

「水防法」

に基づく防災対策

「まちづくりの支援」

<防災対策>

- ▶ 風水害
- ▶ 地震

<まちづくり・地域支援>

- ▶ 都市計画事業認可
- ▶ 管内市町村のにぎわいづくり、まちづくりに関すること

「特定都市河川浸水被害対策法」等の“
流域治水関連法”

に基づく流域治水の対策の具体化

市町村が行う制度設計や運用を支援

- ・地区計画制度において定める「雨水貯留浸透施設の規模」や「建築物に対する居室や地盤面の高さの限度」
- ・農業用ため池の貯留機能を治水に有効活用するために必要な改築費の「助成制度の創設」など

- ▶ 立地適正化計画における防災指針策定
 - ▶ 水害に強いまちづくりの推進
 - ▶ ダム事前放流の調整
 - ▶ ため池等既存ストックの治水活用の推進
 - ▶ 洪水浸水想定区域の指定
 - ▶ 特定都市河川、特定都市河川流域指定
- ※管内市町村との意見交換を密にし、各主体の流域治水の取組みの促進と特定都市河川指定に向けた調整を実施

流域治水
「特定都市河川浸水被害対策法」
等の“流域治水関連法”

に基づく治水対策の方向性整理

流域治水プロジェクト(R4.3策定)を充実や具体化を推進

芥川における特定都市河川指定の事例や市町村等のメリット紹介

要配慮者利用施設の避難確保計画策定や避難訓練実施の支援

水防災情報・土砂災害防災システム更新や保守管理、水位計設置の推進

市町村

▶ リスク周知等

想定最大規模降雨による洪水ハザードマップ等の作成・周知

ほか

▶ 土地利用誘導

立地適正化計画における防災指針の策定

ほか

▶ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定や避難訓練実施の支援

ほか

▶ 特定都市河川の指定
指定候補の検討

ほか

芥川における特定都市河川指定について（令和7年度の取組）

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- ▶ 芥川流域では過去から深刻な浸水被害が頻発（古くは大正6年の大雨による「大塚切れ」淀川、芥川決壊）
- ▶ 平成24年には、既往最大の時間雨量110ミリの集中豪雨があり、高槻市街地では大きな被害が発生



【T6 大塚切れ】



【H24 集中豪雨による被害】

法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

【治水事業】

- ▶ 芥川は整備計画において、府区間は1/100の降雨による床上浸水を防ぐことを目標に事業を実施
- ▶ 直轄区間は府管理区間の改修を踏まえ事業を実施
- ▶ **高槻市は**、下水道の計画降雨を超える雨への対策として「**高槻市総合雨水対策アクションプラン**」を策定
- ▶ さらに重点地区（浸水多発地区）では、**雨水対策施設や雨水貯留施設等の整備を実施中**

【流域治水対策の方針】

- 流域内の市街化が著しく発展し、大規模な河道拡幅等が困難な地形特性を踏まえ、
 - ① 人口・資産が集積する芥川下流の河川整備と雨水貯留施設等、**内水対策の実施**
 - ② 流域における雨水流出抑制対策の実施等により、**特定都市河川流域全体で早期に安全度を向上**させる。

高槻市としては、**法指定により**、国・府の河川整備だけでなく、**雨水貯留浸透施設等の内水対策を推進したい**

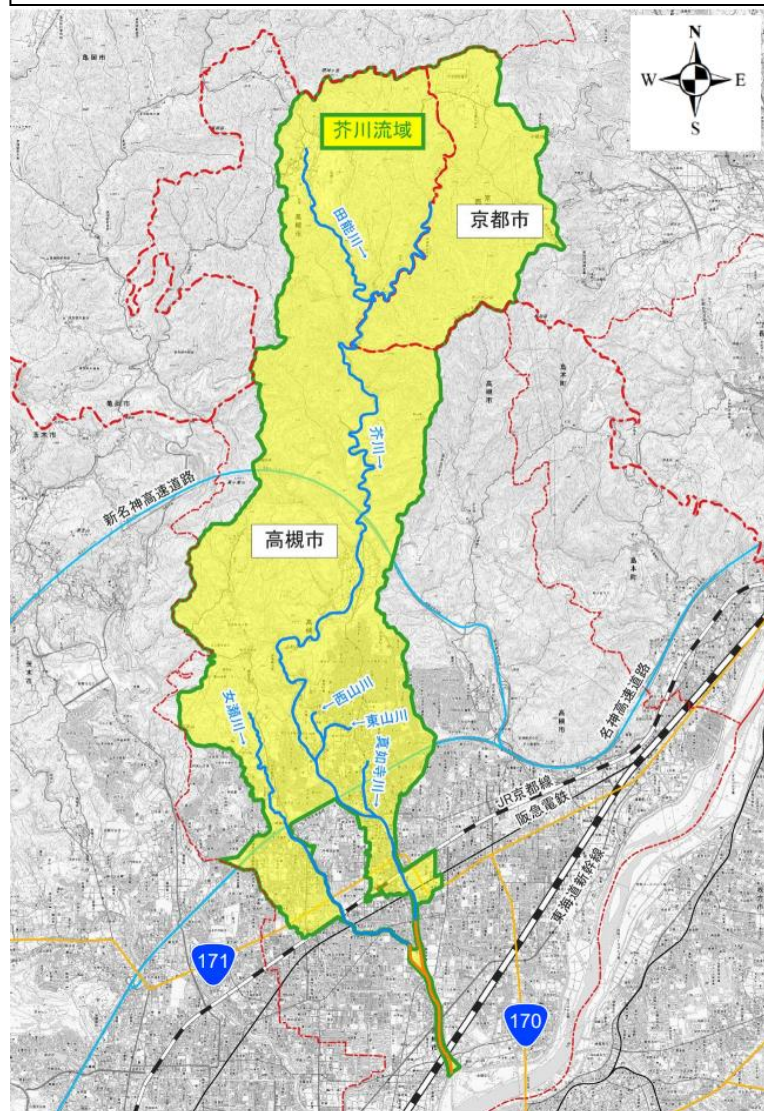
特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定

令和7年3月25日に国土交通省において淀川水系芥川流域での「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手

芥川における特定都市河川指定について（令和7年度の取組）

芥川特定都市河川流域の範囲

河川区間：淀川水系芥川等の計6河川
流域面積：約50.1km²



流域治水の計画・体制強化

特定都市河川の指定

～府域の河川へ指定拡大～

流域水害対策協議会の設置

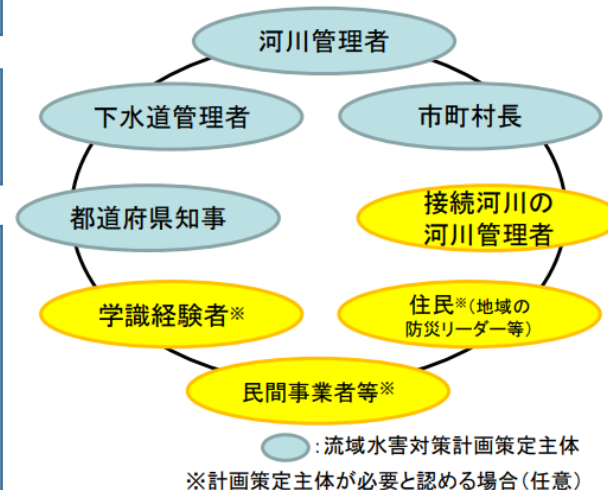
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される
浸水被害に対し、おおむね20-30年の
間に実施する取組を定める

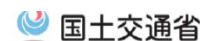
関係者の共同により、計画に基づき
「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



指定によるメリット

予算措置の重点化



- ▶ 近畿地整直轄河川改修のうち、大和川特定都市河川流域を含む奈良県配分予算は、**対前年度比約1.2倍と重点的に措置**

※伸率は、(R5補正+R6当初) / (R4補正+R5当初)

- ▶ 大和川特定都市河川流域では、遊水地をはじめとする流域治水整備事業が大きく推進

【出典】近畿ブロック内の更なる流域治水の推進に向けて
近畿地方整備局 流域治水推進室(令和6年6月)

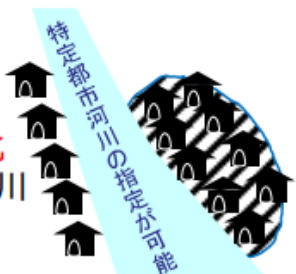
【参考】特定都市河川の指定に関する検討（大阪府）

- ▶府では、平成17年度に寝屋川及びその支川を「特定都市河川」に、寝屋川流域を「特定都市河川流域」に指定
- ▶流域抑制等のための一つの有効な手法であり、新たな特定都市河川の指定について、以下の特定都市河川の指定要件の適否に係る検討の手順に基づき検討を行っている

特定都市河川の指定対象

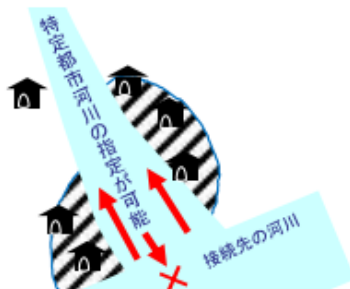
市街化の進展

市街化の進展が著しく、
流域内可住地の市街化
率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや
接続先の河川への排水制限が
想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等
のため河道整備が困難又は
海面潮位等の影響により排水
が困難な河川



法改正による追加

⇒指定要件から抽出すると、大阪府内では93河川が該当
(すでに指定している寝屋川流域を除く)

⇒このうち、氾濫域を考慮するため、
計画規模降雨で床上浸水が発生する河川を抽出
(1/30降雨で床上浸水が発生する河川を抽出)

府が考える新規指定候補の22河川

	水系	河川	備考
1	淀川	山田川	
2	淀川	神崎川	
3	淀川	安威川	
4	淀川	余野川	
5	淀川	天竺川	
6	淀川	兔川	
7	淀川	高川	
8	淀川	芥川	R7指定手続き中
9	淀川	水無瀬川	
10	淀川	茨木川	
11	淀川	檜尾川	
12	淀川	穂谷川	
13	大和川	石川	
14	大和川	東除川	
15	大和川	西除川	
16	大津川	大津川	
17	大津川	牛滝川	
18	石津川	石津川	
19	芦田川	芦田川	
20	佐野川	佐野川	
21	男里川	男里川	
22	榎井川	榎井川	

流域治水の取組み

気候変動による水害の激甚化・頻発化に対応するための「流域治水」

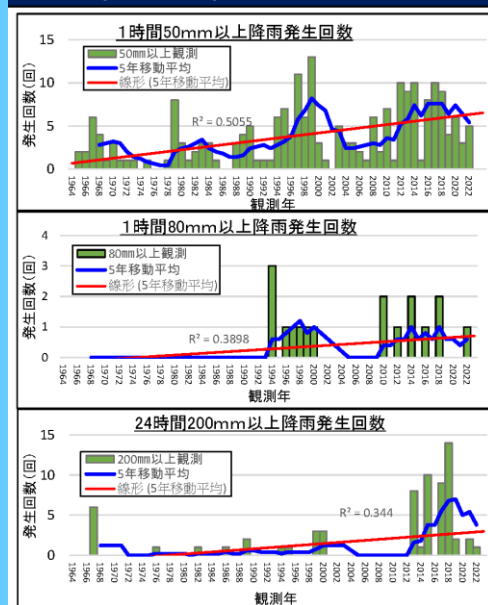
近年、時間雨量50ミリを超える短時間強雨の発生件数が増加し、気候変動の影響により水害のさらなる激甚化・頻発化が懸念されています。府内でも、時間雨量50ミリ、80ミリ、24時間雨量200ミリ以上の強い降雨が増えています。

このため、従来の河川整備に加えて、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」が全国で推進されています。



【出典：「流域治水」の基本的な考え方（国土交通省 水管理・国土保全局）】

50mm・80mm/時間、200mm/24時間以上の発生回数の変動傾向



【出典：「大阪府河川整備審議会 令和5年度 第2回治水専門部会」資料】

大阪府における流域治水の取組み

大阪府では、国の流域治水の取組みに先立ち、人命を守ることを最優先に、「防ぐ」施策、「凌ぐ」施策、「逃げる」施策を効率的・効果的に組み合わせ、流域全体で治水対策に取り組んできています。

「防ぐ」施策

河道改修（拡幅、河床掘削）、遊水地整備 など

榎尾川の改修



【出典：大阪府資料】

「凌ぐ」施策

流出抑制施設の整備、水害リスクの周知による土地利用誘導 など

ため池の治水活用



余水吐を切り下げ
治水容量を確保

【出典：大阪府HP】

「逃げる」施策

洪水リスク表示図の作成・公表、河川カメラや水位計での情報提供 など

大阪府 洪水リスク表示図



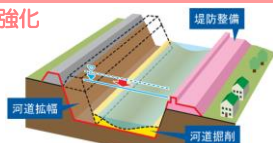
【出典：大阪府HP】

「流域治水」って具体的に何をするの？

「防ぐ」施策

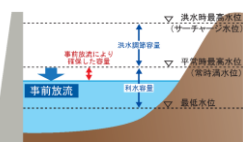
河道掘削、堤防整備・強化

川幅を広げたり河道を掘削するなどして、安全に川の水を流せるようにします。



治水ダムの建設・再生、利水ダムの活用

想定を超える大雨が予測されたときに、ダムの水位を下げ貯められる水を増やすことで、洪水被害を減らします。



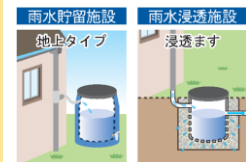
排水機場の整備

本川からの逆流を防ぐため水門を閉じた時に、支川の水を強制的に本川へ排出します。



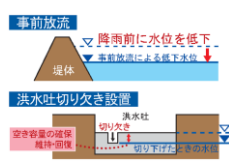
貯留施設の整備

建物の敷地にタンクや浸透ますを設置し、雨水の流出を抑制します。



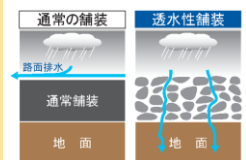
ため池等の治水利用

ため池の空き容量を確保し、より多くの雨水を貯留します。



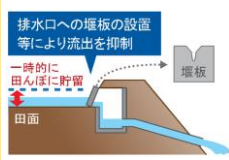
透水性舗装の実施

雨水を地面に浸透させる舗装にし、河川への流出を抑制します。



水田貯留

田んぼの排水口へ特殊な堰板を設置し、一時的に雨水を貯留します。

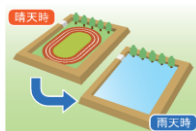


【出典：「流域治水」の基本的な考え方（国土交通省水管理・国土保全局）】

「凌ぐ」施策

校庭貯留

公園やグラウンドを掘り下げるなどして一時的に雨水を貯留します。



リスクが低い地域への移転

水災害リスクを考慮した適切な居住誘導を図ります。



建物の耐水化

水災害時においても機能を確保するため、建物の高上げなどを行います。



「逃げる」施策

ハザードマップの作成・公表

浸水範囲や避難情報が記載されたハザードマップを作成・公表し、浸水リスクの把握や、適切な避難行動等につなげています。



防災意識の啓発

災害時に適切な行動が出来るように、浸水リスクや災害に対する意識向上につなげています。



防災情報の周知

適切な避難行動がとれるよう、気象や河川等の情報を様々な手段で伝えます。



排水ポンプ車の配置

氾濫した水を排水ポンプ車により強制的に排水し、浸水被害からできるだけ早急な復旧を図ります。



【イラスト・説明文の出典：みんなで考えよう流域治水（福岡県）】

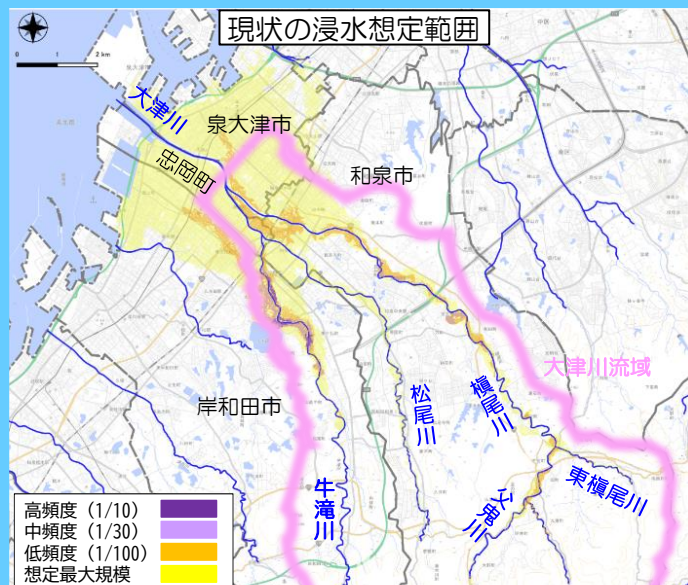
大津川水系では、流域治水はどうやって進めるの？

大津川水系の河川においては、1/30確率降雨（時間雨量65ミリ程度）に対して床上浸水が発生しないように河川の整備を進めています。しかし、1/100確率降雨（時間雨量80ミリ程度）に対しては床上浸水が発生する箇所が多く残されているため、流域治水対策が必要です。

大津川水系の流域治水の進め方は、「大津川水系 流域治水プロジェクト」として大阪府HPに公開しています。



HP：大阪府における流域治水の取り組み



【大阪府資料を一部加工して作成】



大阪府 鳳土木事務所 和泉工区 電話：0725-43-8333